

連合長崎発第 155 号

2013年 8月30日

長崎県知事
中村 法道 様

連合・長崎県連合会
会 長 森 光 一

2013 年度政策・制度に関する要求書

貴台におかれましては、常日頃より長崎県政の発展と県民生活向上のためご尽力いただいておりますことに、心から敬意を表します。

また、連合長崎の諸活動に対し、格段のご理解とご協力を賜り改めて感謝申し上げます。

連合長崎は県内唯一のローカルセンターとして、勤労者をはじめ長崎県民の生活改善を願い、あわせて地域経済・産業の活性化、社会保障の充実、雇用の安定確保、環境問題など政策・制度の前進に向け、別記のとおり 13 分野 34 項目にわたる「2013 年度政策・制度に関する要求書」を取りまとめました。

これまでの「連合長崎政策・制度要求」に対する長崎県の真摯な対応に感謝申し上げますとともに、今回の要求につきましてもご検討いただき、早急に文書による回答をいただきますようお願いいたします。

連合長崎 2013 年度政策・制度要求書

総合生活・産業政策

- ①公契約条例制定に向けて、開催された「研究会」の検証と今後の課題対策を明らかにすること。

昨年の回答に対して、具体性を問うもの。

雇用・労働生活

- ①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた「長崎県 7 者宣言」（平成 22 年 11 月 26 日）に基づく、労働時間短縮に向けた施策の推進を図ること。

長崎県の年間総実労働時間は、3 年連続で全国 1 位となっている。長時間労働の改善は、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動の時間を確保し、仕事と生活の調和のとれた働き方を実現する観点のもとより、人材の県外流出防止という長崎県の最重要課題に対応し、県内に魅力あふれる職場を作り出していく観点からも極めて重要と考えることから、関係団体との連携強化を図ることで施策の推進に努めること。

- ②重要労働関係法（労働契約法・高年齢者雇用安定法・労働者派遣法）の改正内容を、広く県民に周知するとともに、働きやすい職場環境づくりで離職防止や生産人口の県外流出防止のための施策を講じること。

2012 年の通常国会において、労働関係法の改正として改正労働者派遣法に加え、有期労働契約に関わる改正労働契約法や改正高年齢者雇用安定法が成立した。これらの改正法は、非正規労働者の雇用の安定や処遇の改善、希望者全員について 65 歳までの雇用確保措置を義務付けるなど、いずれも労働者保護に資する重要な内容が盛り込まれたものである。しかし、労働者保護のための法改正もその履行が行われないと意味がないと言える。そこで、労働行政を推進する立場から法改正の内容の周知と徹底を広く県民に促すよう施策を講じること。

- ③最低限の生活を保障できる最低賃金の水準改善を図ること

長崎県の最低賃金額は現行時間額 653 円であり、この水準は全国の下位に位置し、この最低賃金額では法に定める「労働者が健康で文化的な最低限の生活を営む」ことを保障するには到底至らない。そこで、個人消費の拡大で長崎県の経済を活性化することからも、長崎県最低賃金審議会に対し大幅な最低賃金引き上げについて強く要請を行うこと。

また、長崎県が平成 25 年度から実施している「一人当たりの県民所得向上」事業では、県民所得向上のために様々な対策（取り組み）を講じていますが、この対策

(取り組み)を強化し、賃金水準の向上を目指すこと。なお、このことに関して長崎県から協力要請があれば、連合長崎も協力を惜しまないことを申し添えます。

中小企業政策

①長崎県住宅リフォーム支援事業の新設について

長崎県は平成 25 年度予算の重要事業として「一人当たり県民所得の向上」と銘打って、様々な産業への助成事業を行っている。この「一人当たり県民所得の向上」という観点から考えると、中小零細建設事業者への支援事業になることを目的に、全ての住宅リフォームが対象となる「住宅リフォーム支援制度」を導入すること。(長崎県は安全・安心につながる住宅性能の向上のための助成事業として、平成 25 年度から長崎県住宅性能向上リフォーム支援事業を行っているが、この支援事業は県民が住みやすく住宅内での事故を低減するためのバリアフリー化等、人に優しい県政を目指すことが目的となっている。)

福祉・社会保障政策

①福祉施設の安全対策・労働災害対策の強化について

福祉施設では今年 2 月、火災に伴う死傷者が発生しました。高齢化が進む中で介護施設数も増加していることから、行政の監視・指導をさらに強化すること。また、福祉関係の職場では労働災害が大幅に増加していることも明らかになっている。このことは、職場環境および働く上での処遇が依然として改善していないことが原因であるのは明白であり、早急に改善についての指導を行うこと。

②子ども・子育て関連法が 2013 年度から施行され、各県・市町村においては、「子ども・子育て支援事業計画(以下、事業計画)」の策定が義務付けられることになる。そのため、事業計画については、地域ニーズを十分把握し、保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ、児童館などの施設の充実をはかるとともに、相談機能を強化すること。また、放課後児童クラブ、児童館についても、事業計画の中で位置づけを明確にすること。

③事業計画の策定にあたって義務化されている当事者および関係者の意見反映をするために、設置が努力義務とされている「地方版子ども・子育て会議」を設置すること。

また、委員構成は、国の構成を参考にするとともに、地域の住民や労働者の代表および現場の保育士等(公民)を構成員とすること。

④保育士の人材確保のため、保育士の処遇改善や研修体制を充実すること。

⑤地域子ども・子育て支援事業である「放課後児童クラブ」については、放課後児童指導員の処遇を改善、研修体制を充実すること。

②子ども・子育て関連法が 2013 年度から施行され、各県・市町村においては、「子ど

も・子育て支援事業計画（以下、事業計画）」が策定されていくことになるが、その内容は地域のニーズに合うものでなければならない。そのため、関係者との十分な協議と内容の充実を求める。③その手段として、自治体においては努力義務となっている「地方版子ども・子育て会議」の設置を自治体に強く要請し、会議の構成者に住民代表や現場の保育士を入れることを要求する。④さらには、保育士の人材確保（就業を促し、離職を抑制する）のため、処遇改善や研修内容の充実を求める。⑤地域子ども・子育て支援事業である「放課後児童クラブ」は保護者の多様な働き方を支援する上でも必要であり、その内容を充実させる取り組みを要求する。

⑥離島・僻地の医療について財政効率のみを重視するのではなく、そこに暮らしている住民の「生命」と「健康」を守るために必要な医療供給体制の確保・充実をはかること。併せて医師不足、看護師等の不足解消に向け取り組みを強化すること。特に、看護師不足の問題について看護師の処遇改善や未就労看護師対策の充実をはかること。

現在、対馬市いづはら病院と中対馬病院の統合と壱岐市民病院とかたばる病院の統合が進められており、五島市においては奈留病院を五島中央病院の附属診療所とする計画が進められている。

病院機能がなくなれば、地域社会そのものの崩壊につながっていくことは明らかであり、自治体行政の責任において医療供給体制の確保・充実を求める。

また、看護師不足を解消するために県としても様々な施策を講じているが、解消に及ぶどころか問題はより深刻な方向に向かっている。このため、離職予防のために処遇改善を図ること、また、いったん離職した看護師の再就労を円滑にする施策を求める。

教育政策

①学校でのフッ化物洗口については強制をしないこと。また、実施する学校、市町に対しては、県議会の「長崎県フッ化物推進事業に関する付帯決議」にもとづいて適切に処理するよう指導すること。

②県独自の学力調査については、学校の主体性を尊重し、教職員が子どもと向き合う時間の確保を優先すること。

男女平等政策

①2012年6月に改正した「長崎県地域防災計画」に則り、防災・災害対応時における女性の視点が入り入れられるよう、長崎県防災会議等への女性参画拡大について、具体的な取り組みをお願いする。

東日本大震災の際に明らかになった問題として、避難所の運営が専ら男性によって

取り仕切られ、女性が意思決定に参画できなかつたことにより、女性固有のニーズ伝わらなかつたという指摘がある。

長崎県においても、2012年6月に「長崎県地域防災計画」を改正し、「運営の方針決定への女性の参画、男女両性のニーズを的確に反映した運営」を謳っているが、実効性のある取り組みができるよう求めるものである。

- ②昨年の再要求に対し、男性の育児参画推進に向けては「ながさき子育て支援表彰」を活用した普及・促進に取り組むとの回答であった。改正育児・介護休業法を実効性のあるものとし、男性の育児参画推進を進めるため、制度の活用と共に具体的な取り組みをお願いする。また、新たな事業も検討中という回答であったが、その後の進捗状況を明らかにすること。

昨年の再要求の回答に対し、具体性を問うもの。

政治政策

- ①市町選挙管理委員会に対し投票率と利便性の向上のため、投票所(期日前投票を含む)を、頻繁に人の往来がある施設に設置するよう要請すること。

政府は2007年に商業施設等での投票所設置を認める見解を示し、総務省は市町村選挙管にその旨の助言を行っており、これまでに秋田市、由利本荘市、浦安市、相模原市、二宮町、足立区、葛飾区、芦屋市などで商業施設や駅の中に投票所が設置されているので、長崎県内の自治体にも要請を行うこと。

人権政策

- ①長崎県内の自治体で戸籍・住民票が不正取得されている。県民の重要な情報が不正取得されることが無いよう、県が全自治体に対して、戸籍・住民票を第三者が取得した場合に、本人へ通知する制度(本人通知制度)の導入を行うよう強く要請すること。

長崎県内の自治体でも「戸籍・住民票の不正取得」が行われている。これは重要な県民の情報が、不正に取得され何等かの犯罪に利用されていることが予測される。昨年度の政策・制度要求の回答では「住民基本台帳に関する事務は自治事務であり、本制度の導入については市町の判断で行われているものと考えているが・・・。」との回答であったが、県民の戸籍・住民票が不正取得されている事実が判明した以上は、県民が犯罪に巻き込まれることが無いよう、率先して制度の導入を行うよう強く要請を行うこと。

【県内自治体で不正取得された件数(情報開示請求(公文書開示請求)の結果)】

長崎市	20件	対馬市	1件	時津町	非開示
佐世保市	17件	壱岐市	4件	東彼杵町	0件
島原市	0件	五島市	6件	川棚町	未請求

諫早市	3件	西海市	5件	波佐見町	未請求
大村市	時効廃棄	雲仙市	3件	小値賀町	未請求
平戸市	0件	南島原市	6件	佐々町	未請求
松浦市	1件	長与町	2件	新上五島町	5件

司法書士「佐藤 隆」名の不正請求分だけの調査結果（73件）

農業・食料政策

①家畜の衛生対策・防疫対策について

近年、九州管内にて発生している口蹄疫や鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生など報告されていることから、家畜の衛生対策や防疫対策などを徹底すると共に、やむなく発生した場合の発生時に迅速な初動対応と生産従事者及び関係団体などに十分配慮した対策を講じること。

②食の安全衛生監視体制について

食の安全確保に向けて、保健所における食品衛生業務を拡充し食品に関する苦情相談や製造・流通等への監視体制などの強化を図り、食品の安全性などの消費者が安心できる食品の安全性向上はかること。

林業・水産政策

①森林の保全活動事業について

ながさき森林環境保全事業費を活用し、森林が有している多面的な機能を広く県民に周知するよう、啓発活動の充実を図ること。また、森林環境を利用した普及事業を強化し、県民参加型の森林保全活動を取り組むこと。

②県内の林業従事者の雇用安定確立について

ながさき森林づくり担い手対策事業だけではなく、県内の林業従事者の雇用の安定化を図るため、林業事業体が安定した事業量などを確保できる体制の確立と、若年者の雇用を促進し、永年的な従事が可能となる雇用体制を確立すること。

③県産木材の利用拡大推進について

木材製品を使用する意義や木材の良さを広く県民に PR し木材利用の推進を図ること。「公共建築物等における木材の利用促進に関する法律」に則り、県ならびに市町における方針を策定・実行するなど、県産木材の利用拡大を推進すること。

④水産事業資源回復対策について

平成 25 年度予算から「一人当たりの県民所得の向上」事業で、新しい様々な水産

業への対策が講じられているが、漁場の回復事業や後継者育成等の諸問題に対し、一層の取り組みの強化を図ること。

環境・エネルギー政策

①地球温暖化防止対策の取り組み

地球温暖化防止策の推進、地球温暖化対策の県として一層の推進を図ること。また、企業の環境対策を促進するため、環境対策に関連した技術、事業、産業などの育成・支援を強化すること。県内の各自治体においても地域における地球温暖化防止対策・各事業に積極的に取り組むよう働きかけること。

②再生可能エネルギー取り組み強化

再生可能エネルギーについては、普及対策に伴う、安定化対策などの取り組み強化、日常生活に安心・安定供給を確保するためにも、県としての対策を講じること。

③海底ガス産出に対しての県の対応について

先般、日本近海の愛知県沖の南海トラフ海域地層からメタンガスを分離し取り出す試験に成功したと発表された。

本県は全国的にも恵まれた海域に囲まれており、国内の資源エネルギー政策を国と連携して、計画推進を図ること。

④人体に影響を及ぼす大気汚染物質対策について

県民の健康を守ることを目的に、人体に影響を及ぼす大気汚染物質について、県内全域で日頃からデータ収集を行い、県民に対して即時性のある情報提供を行う対策を講じること。

また、すでに全国的な問題となっている、超微粒子状物質（PM2.5）対策については、早急に県内すべての自治体に対して、以下を要請すること。

①自治体内の一か所以上に測定器の設置。

②超微粒子状物質（PM2.5）の濃度が、環境基本法第16条第1項に規定されている環境基準を超えた場合は、直ちに防災行政無線等で住民に周知し注意喚起を促すこと。

交通政策

①長崎県生活バス路線運行対策費補助金実施要綱の改正

乗合バスは、通院・買物等の日常生活の足として、交通弱者の方々にとっては必要不可欠な交通インフラである。

これまでは、事業者の利益の内部補填や、経営努力による経費削減によりバスの運行が守られてきたが、特に僻地・離島部においては人口減少・少子高齢化が急速に進み、路線の維持存続のためには、県及び沿線自治体との連携・協力が必要である。

しかしながら、現行の補助金実施要綱では、補助要件の規制が強化されており、地域住民にとって必要な路線が補助対象とならないなど、地域の実情に合った運行形態の見直しが出来ない事例が発生してしまう。

そこで、地域住民の生活の足を守るためにも、以下の点について補助要件の緩和を図ること。

- (1) 路線の長さの制限廃止（現行 10 km 以上）
- (2) 輸送量の制限緩和（現行 9～150 人を 5～150 人へ）
- (3) 収支率での制限廃止（現行 55% 以上）
- (4) 同一系統として取り扱う運行系統の範囲拡充（現行主系統の 10% 以内を主系統の 20% 以内へ）

② 運行業務委託事業の最低入札額の設定

運行業務委託事業においては、安全性の確保は最優先すべき事項であり、そのためには一定以上の経費をかけて労務管理・運行管理を行う必要がある。

しかしながら、スクールバスやコミュニティバス等の運行業務委託事業の入札では、価格だけの競争となりその点については全く配慮されていないのが現状であり、一部事業者による不当な値下げ競争を引き起こし、昨年 4 月に発生した関越自動車道での大事故のように、安全管理を置き去りにする原因となっている。

これを是正するためには、一定レベルの労務管理・運行管理を義務付ける必要があり、運行業務委託事業の入札においては、価格だけの競争ではなくこれを加味して落札業者を選定する最低入札額の設定を図ること。

③ 公共交通の整備として、バス・電車の停留所付近にタクシー乗り場を設けること。

各交通機関の乗り換え地は交通結接点であり、とりわけ路面電車の終点である赤迫、正覚寺下、蛍茶屋には早急な対策を講じること。また、タクシー利用者の安全と営業車両（タクシー・トラック）の乗務員が安心して働ける職場の確保と環境整備を図るため、タクシー乗り場とトラックベイの新設、既存のタクシー乗り場の点検と改善を図ること。

タクシーが公共交通機関であることは、周知のとおりですが、公共交通がその機能を十分に果たすには、陸（鉄道・軌道・道路）・海・空と連携した交通網を構築することが必要です。

海・空と鉄道は、それぞれターミナルや駅舎の整備が進んでいますが、路面電車やバスの路線で運行する部分と、生活地を結ぶタクシーとの連携・連絡は立ち遅れているのが実態です。

2014 年の「がんばらんば国体」「がんばらんば大会」を目前に控えて、渋滞緩和措置の一環として、パーク・アンド・ライド政策も含めた交通政策として、一体的な整備を求めます。

④ いわゆる「タクシー適正化・活性化特別措置法」で、長崎県内では長崎交通圏・佐世

保市交通圏・諫早市交通圏が特定地域に指定されました。長崎県当局は各地域の地域協議会の構成メンバーであることから、各地域協議会でタクシー産業の活性化と、とりわけ乗務員の賃金・労働条件の改善に積極的に取り組むよう強く働きかけを行うこと。

2009年10月施行された、いわゆる「タクシー適正化・活性化特別措置法」で長崎県内では、長崎交通圏・佐世保市交通圏・諫早市交通圏が特定地域に指定を受け、各地で特定地域協議会が設置され、特定地域計画のもと事業再構築が進められました。しかし、3年が経過した2012年9月30日には、県内の3地域はすべて特定地域に再び指定されました。

「タクシー適正化・活性化特別措置法」は制定にいたる背景として、タクシーは地域公共交通を形成する重要な公共交通機関であるにも関わらず、タクシー労働者の賃金・労働条件の悪化から、公共交通の機能を果たすことが困難な状況であると記述しています。

県内のタクシー労働者の賃金は、県最低賃金に抵触するまでに低下し続けており、関係各者、各機関で構成される地域協議会は極めて重要であるところです。

長崎県当局が、交通政策としてのみならず労働政策としてもリーダーシップを発揮することが必要と考えます。

⑤代行運転の違法営業行為の取り締まりの強化を要請すること。

代行運転の違法営業行為に対する取締りを強化し、代行要員の二種免許保有のチェックを徹底するとともに、白タク行為の現認や告発があった場合には直ちに調査し適切な措置を行うこと。また、国に対しては、運転代行適正化法を改正し、「車体表示のペイント化」だけでなく、事業資格の厳格化、ツーシーター車輛の義務化、運転者登録制度の導入、事業区域の設定、辻待ち禁止などの事業形態・営業形態を定め、領収書の発行、料金等についても明確にするよう強く要請すること。

⑥離島での「交通空白地帯の解消」や「生活交通維持」に向けた事業者への補助制度の充実を求める。

離島生活に欠かせないバス事業は、人口の減少・軽油価格の上昇等により路線の廃止が進み、生活弱者の足を守る公共交通機関としての役割が果たせなくなっています。

長崎県が実施している「しまは日本の宝」戦略関連事業の戦略の一つとして「地理的な不利条件を克服する島づくり」を掲げていますが、このような離島のバス事業者への補助等の検討は行われぬか。

また、離島のガソリン代等の石油燃料費は本土より高値で推移しており、離島での生活が明らかに不利な状況になっています。このことについても離島生活者への補助制度の創設の検討は行われぬか。

核兵器の取り組み

①昨年10月に「核兵器廃絶長崎連絡協議会」が設立した。関係団体と連携し、核兵器

の維持存続や開発につながるすべての核実験に対して毅然とした姿勢で対応するとともに、戦争の悲惨さを次世代へ継承するより一層の取り組みを強化すること。

昨年 10 月、長崎県・長崎市・長崎大学の三者が一体となり核兵器廃絶の枠組みを構築するとの考えのもと「核兵器廃絶長崎連絡協議会」が設置された。

国際社会においては、アメリカの臨界前核実験、北朝鮮の地下核実験などが繰り返されており、これらに対して引き続き毅然とした姿勢で対応することが求められる。また、被爆者が高齢化する中、次世代への継承は急務である。

長崎県は自治体としてのリーダーシップを発揮し、関係団体と連携のもと、より一層の取り組み強化を図ること。